

保証業務実務指針 3402「受託業務に係る内部統制の保証報告書に関する実務指針」の改正について

年 月 日
日本公認会計士協会

改正案	現 行
保証業務実務指針 3402 受託業務に係る内部統制の保証報告書に関する実務指針 2019 年 8 月 1 日 改正 2021 年 9 月 16 日 改正 2022 年 10 月 13 日 改正 2023 年 3 月 16 日 最終改正 年 月 日 日本公認会計士協会 監査・保証基準委員会 (実務指針：第 13 号) 《Ⅰ 本実務指針の適用範囲》 (省 略) 《Ⅱ 要求事項》 (省 略) 《Ⅲ 適用指針》 (省 略) 《Ⅳ 適用》 (省 略) 以 上 ・ 本実務指針（2022 年 10 月 13 日改正）は、次の公表物の公表に伴う修正を反映している。 － 保証業務実務指針（序）「保証業務実務指針及び専門業務実務指針並びに関連する公表物の体系及び用語」（2022 年 7 月 21 日公表） ・ 本実務指針（2024 年 9 月 26 日改正）は、次の公表物の公表に伴う修正を反映している。 － 保証業務実務指針 2400「財務諸表のレビュー業務」（2024 年 4 月 18 日改正） (修正箇所：第 18 項、第 22 項、第 23 項、第 27 項及び第 28 項から第 32 項)	保証業務実務指針 3402 受託業務に係る内部統制の保証報告書に関する実務指針 2019 年 8 月 1 日 改正 2021 年 9 月 16 日 改正 2022 年 10 月 13 日 最終改正 2023 年 3 月 16 日 日本公認会計士協会 監査・保証基準委員会 (実務指針：第 13 号) 《Ⅰ 本実務指針の適用範囲》 (省 略) 《Ⅱ 要求事項》 (省 略) 《Ⅲ 適用指針》 (省 略) 《Ⅳ 適用》 (省 略) 以 上 ・ 本実務指針（2022 年 10 月 13 日改正）は、次の公表物の公表に伴う修正を反映している。 － 保証業務実務指針（序）「保証業務実務指針及び専門業務実務指針並びに関連する公表物の体系及び用語」（2022 年 7 月 21 日公表） ・ 本実務指針（2024 年 9 月 26 日改正）は、次の公表物の公表に伴う修正を反映している。 － 保証業務実務指針 2400「財務諸表のレビュー業務」（2024 年 4 月 18 日改正） (修正箇所：第 18 項、第 22 項、第 23 項、第 27 項及び第 28 項から第 32 項)

改正案	現 行
－ 保証業務実務指針（序）「レビュー業務実務指針、保証業務実務指針及び専門業務実務指針並びに関連する公表物の体系及び用語」（2024 年 9 月 26 日改正） （上記以外の修正箇所） ・ 本実務指針（2025 年 7 月 17 日改正）は、次の公表物の公表に伴う修正を反映している。 － 監査基準報告書 700「財務諸表に対する意見の形成と監査報告」（2024 年 9 月 26 日改正） ・ 本報告書（ 年 月 日改正）は、次の公表物の公表に伴う修正を反映している。 － 監査基準報告書 240「財務諸表監査における不正」（ 年 月 日改正）	－ 保証業務実務指針（序）「レビュー業務実務指針、保証業務実務指針及び専門業務実務指針並びに関連する公表物の体系及び用語」（2024 年 9 月 26 日改正） （上記以外の修正箇所） ・ 本実務指針（2025 年 7 月 17 日改正）は、次の公表物の公表に伴う修正を反映している。 － 監査基準報告書 700「財務諸表に対する意見の形成と監査報告」（2024 年 9 月 26 日改正）
《付録 1》（A47 項参照） 《受託会社確認書の記載例》 （省 略） 《付録 2》（A47 項参照） 《受託会社監査人の保証報告書の文例》 （省 略） 《付録 3》（A50 項参照） 《除外事項付意見を表明する場合の受託会社監査人の保証報告書の文例》 （省 略） 《付録 4》 《経営者確認書の記載例》 （省 略） 《記載例 1：受託会社によるタイプ 2 の経営者確認書》 （省 略） 7．委託会社に影響を及ぼす不正又は不正の疑いがある事項に関して、以下の全ての情報を貴監査法人に提供いたしました。 （1）経営者による不正又は不正の疑い （2）内部統制において役割を担っている従業員による不正又は不正の疑い （3）上記以外の者による委託会社に重要な影響を及ぼす可能性がある不正又は不正の疑い 8．従業員、元従業員、委託会社、規制当局又はその他の者から入手した委託会社に影響を及ぼす不正の疑い（不正の申し立てを含む。）がある事項に関する全ての情報を貴監査法人に提供いたしました。 （省 略） （省 略） 《記載例 2：受託会社によるタイプ 1 の経営者確認書》 （省 略） 7．委託会社に影響を及ぼす不正又は不正の疑いがある事項に関して、以下の全ての情報を貴監査	《付録 1》（A47 項参照） 《受託会社確認書の記載例》 （省 略） 《付録 2》（A47 項参照） 《受託会社監査人の保証報告書の文例》 （省 略） 《付録 3》（A50 項参照） 《除外事項付意見を表明する場合の受託会社監査人の保証報告書の文例》 （省 略） 《付録 4》 《経営者確認書の記載例》 （省 略） 《記載例 1：受託会社によるタイプ 2 の経営者確認書》 （省 略） 7．委託会社に影響を及ぼす不正又は不正の疑いがある事項に関して、以下の全ての情報を貴監査法人に提供いたしました。 （1）経営者による不正又は不正の疑い （2）内部統制において<u>重要な</u>役割を担っている従業員による不正又は不正の疑い （3）上記以外の者による委託会社に重要な影響を及ぼす可能性がある不正又は不正の疑い 8．従業員、元従業員、委託会社、規制当局又はその他の者から入手した委託会社に影響を及ぼす<u>不正の申し立て又は不正の疑い</u>がある事項に関する全ての情報を貴監査法人に提供いたしました。 （省 略） （省 略） 《記載例 2：受託会社によるタイプ 1 の経営者確認書》 （省 略） 7．委託会社に影響を及ぼす不正又は不正の疑いがある事項に関して、以下の全ての情報を貴監査

改正案	現 行
法人に提供いたしました。 (1) 経営者による不正又は不正の疑い (2) 内部統制において役割を担っている従業員による不正又は不正の疑い (3) 上記以外の者による委託会社に重要な影響を及ぼす可能性がある不正又は不正の疑い 8. 従業員、元従業員、委託会社、規制当局又はその他の者から入手した委託会社に影響を及ぼす不正の疑い <u>(不正の申し立てを含む。)</u> がある事項に関する全ての情報を貴監査法人に提供いたしました。 (省 略) (省 略) 《記載例 3：再委託会社によるタイプ 2 の経営者確認書》 (省 略) 7. 委託会社に影響を及ぼす不正又は不正の疑いがある事項に関して、以下の全ての情報を貴監査法人に提供いたしました。 (1) 経営者による不正又は不正の疑い (2) 内部統制において重要な役割を担っている従業員による不正又は不正の疑い (3) 上記以外の者による委託会社に影響を及ぼす可能性がある不正又は不正の疑い 8. 従業員、元従業員、委託会社、規制当局又はその他の者から入手した委託会社に影響を及ぼす不正の疑い <u>(不正の申し立てを含む。)</u> がある事項に関する全ての情報を貴監査法人に提供いたしました。 (省 略) (省 略) 以 上	法人に提供いたしました。 (1) 経営者による不正又は不正の疑い (2) 内部統制において<u>重要な</u>役割を担っている従業員による不正又は不正の疑い (3) 上記以外の者による委託会社に重要な影響を及ぼす可能性がある不正又は不正の疑い 8. 従業員、元従業員、委託会社、規制当局又はその他の者から入手した委託会社に影響を及ぼす<u>不正の申し立て又は不正の疑い</u>がある事項に関する全ての情報を貴監査法人に提供いたしました。 (省 略) (省 略) 《記載例 3：再委託会社によるタイプ 2 の経営者確認書》 (省 略) 7. 委託会社に影響を及ぼす不正又は不正の疑いがある事項に関して、以下の全ての情報を貴監査法人に提供いたしました。 (1) 経営者による不正又は不正の疑い (2) 内部統制において重要な役割を担っている従業員による不正又は不正の疑い (3) 上記以外の者による委託会社に<u>重要な</u>影響を及ぼす可能性がある不正又は不正の疑い 8. 従業員、元従業員、委託会社、規制当局又はその他の者から入手した委託会社に影響を及ぼす<u>不正の申し立て又は不正の疑い</u>がある事項に関する全ての情報を貴監査法人に提供いたしました。 (省 略) (省 略) 以 上 以 上